

退職金請求事由発生日が平成28年1月1日以後の方へ

平成28年1月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が施行されたことにより、建退共制度において、退職金請求事由発生日（建設業で働かなくなった日付等）が平成28年1月1日以後の方につきましては、退職金の請求手続きをされる際、従来の提出書類（退職金請求書、住民票の原本、共济手帳、退職事由によっては戸籍謄本等）に加えて、下記のマイナンバー及び本人確認のための提出書類をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、被共済者ご本人が死亡され、ご遺族が退職金を請求される場合には、死亡されたご本人のマイナンバー及び本人確認のための提出書類だけでなく、退職金を請求される請求人（ご遺族）のマイナンバー及び本人確認のための提出書類もご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

マイナンバー及び本人確認のための提出書類

本人確認では、正しい番号であることの「番号確認」と正しい番号の持ち主であることの「身元確認」をします。

A. 「個人番号カード」をお持ちの方

従来の提出書類に加えて、「個人番号カードの両面コピー」をご提出ください。

B. 「個人番号カード」をお持ちでない方

従来の提出書類に加えて、下記①と②をご提出ください。

①「個人番号の通知カードのコピー」又は「個人番号が記載されている住民票のコピー」

〔※退職金の請求をされる方には、必ず住民票の原本をご提出いただいておりますので、ご提出いただく住民票の原本にマイナンバーが記載されている場合には、①は不要です。〕

②「運転免許証のコピー」又は「パスポートのコピー」等の写真付きの身分証明書

〔※上記のような写真付きの身分証明書が無い場合には、「健康保険証」「年金手帳」「在留カード」「特別永住者証明」等のいずれかの身分証明書のコピーをご提出ください。〕

* ご質問等ございましたら、当支部までお気軽にお問い合わせください。

建退共神奈川県支部
TEL 045-201-8454